

「後藤国賠訴訟」最高裁決定と秘密接見交通権に関する会長声明

2002（平成14）年11月に当会会員である後藤貞人弁護士が原告として大阪地方裁判所に提起した国家賠償請求訴訟について、大阪拘置所の接見拒否行為を違憲、違法として国の賠償責任を認めた大阪高等裁判所の控訴審判決が、2007（平成19）年4月13日、最高裁判所の上告不受理決定により確定した。

「後藤国賠訴訟」の概要

この「後藤国賠訴訟」は、控訴審の刑事弁護人に就任した後藤弁護士が第1審で証拠採用されたビデオテープを再生しながら被告人と打合せを行うべく、ビデオテープ再生装置を持参の上、大阪拘置所において接見を申し入れたのに対し、大阪拘置所が、前例がないことや「保安上の観点」を理由に、検閲を経ないビデオテープを再生しながら接見することを拒否したので損害賠償を請求した事案である。

2004（平成16）年3月9日、大阪地方裁判所は原告の請求を認容し、国に対し、金110万円の支払いを命ずる判決を下した。この判決は、拘置所のビデオテープ検査要求と接見拒否を憲法や国際人権規約及び刑事訴訟法に違反する違憲・違法なものであるとし、秘密接見交通権の重要性を洞察した画期的なものであった。

国は、この判決を不服として控訴したが、2005（平成17）年1月25日、大阪高等裁判所は、国の控訴を棄却し、国の上告受理申立ても、本年4月13日、最高裁判所が上告を受理しない決定を下し、大阪高等裁判所の判決が確定した。

秘密接見交通権の意義

身体を拘束された被疑者・被告人と弁護人との接見や信書の授受において、相互に十分な意思の疎通と情報提供や法的助言の伝達等が、捜査機関、訴追機関及び収容施設等に知られることなく行われることは、弁護人から有効かつ適切な援助を受ける上で必要不可欠で、憲法と刑事訴訟法で保障された被疑者・被告人と弁護人との秘密接見交通権・弁護権の根幹をなしている。

とりわけ、刑事訴訟法第39条1項の「接見」は、口頭での打合せに付随する証拠書類等の提示を含むもので、拘置所が、弁護人の接見で使用する資料を検閲するのは、国家機関が被疑者・被告人と弁護人との接見の内容を覚知するもので、秘密接見交通権・弁護権を侵害する明らかに違憲・違法な行為である。このことは大阪地方裁判所及び大阪高等裁判所も判決で明快に述べたところであり、さらには人類の英知の歴史的所産である国際人権規約の定めにも違反するものである。

捜査・訴追機関、刑事施設による侵害

2000（平成12）年5月に下されたいわゆる「高見岡本国賠訴訟」の大阪地方裁判所判決は、大阪拘置所が被告人と弁護人との間の信書内容を検閲し、これを記録

化し、さらにこの記録を検察官からの照会に対して回答し、検察官がこれを証拠として請求したという事案で、拘置所と検察官の措置を秘密接見交通権・弁護権を侵害するものであると認めた。当会は、当時、会長声明で、「高見岡本国賠訴訟」で問題となった秘密接見交通権・弁護権の侵害について、以後このような取り扱いを廃止するよう強く求めたが、大阪拘置所においては、その教訓は生かされていなかった。

また、近時、12名全員が無罪となった鹿児島志布志公職選挙法違反事件では、鹿児島県警及び鹿児島地検の各捜査官が、虚偽自白の獲得ないし獲得した虚偽自白の信用性維持のために、元被告人らから弁護人との間の接見内容を質問・聴取し、これを供述調書に詳細に録取するなど、秘密接見交通権・弁護権のあからさまな侵害が組織的に行われていたことが明らかとなり、現在鹿児島地方裁判所に国家賠償請求訴訟が提起されている。

これらに共通するところは、被疑者、被告人との秘密接見交通権と弁護権保障の重要性についての捜査機関、訴追機関、拘置所等刑事収容施設の職員の無理解である。

今回の「後藤国賠訴訟」で提起されたビデオテープ検閲の問題は、秘密接見交通権の意義とその内容を豊かなものとし、刑事司法における被告人の防御権の実質的保障の重要性を改めて問うたものである。また情報通信技術（IT）の発達により、今後も、接見での資料の提示のありかたが多様化することも予想されるが、いずれの場面においても、秘密接見交通権が保障された趣旨を没却する不合理な制限は許されない。

接見時の資料の検閲の禁止を

当会は、捜査機関や訴追機関並びに拘置所等刑事収容施設などの国家機関が、弁護人が接見の際に使用する資料等を検閲したり、被疑者・被告人と弁護人との間の接見や信書などによるコミュニケーション内容を覚知する行為を禁止するよう、強く求める。

秘密接見交通権を侵害する接見実務を廃止するためには、大阪高等裁判所が判決で指摘したとおり、上記国家機関の職員に、「不断の研鑽」を積ませて、被疑者・被告人と弁護人との秘密接見交通権・弁護権の重要性を十二分に理解させ、これらの権利の侵害を禁止させることが重要で、上記国家機関が真摯に取り組み二度と同じ過ちを繰り返さないことを切望する。

2007（平成19）年5月23日

大阪弁護士会

会長 山田庸男